

「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理（第2版）」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充
職業（所属・勤務先）税理士の団体
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12代々木ビルン401号
電話番号 (03)3356-2916
メールアドレス tokyoaz@wmail.plala.or.jp
(団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

- 28頁 **3 標準審理期間の創設**
4 審査請求期間の延長

意見内容

1. 標準審理期間を設定すべきである。
また、その設定に際しては、実効性が担保される措置を講じなければならない。
2. 審査請求期間を6ヶ月に延長すべきである。

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

1. 標準審理期間を設定すべきである。
また、その設定に際しては、実効性が担保される措置を講じなければならない。
(1) 標準審理期間がないことにより審理の迅速性が損なわれかねず、審査請求人は長期にわたり法的に不安定な立場に置かれることになる。したがって、審理を迅速化するために、標準審理期間を設定すべきである。
(2) 標準審理期間を設定しても、その期間はあくまでも目安であるため、実効性が担保されているわけではない。そこで、実効性が担保される措置を講じなければならない。具体的には、次のような措置が考えられる。
標準審理期間を経過する場合は、審査請求人に経過することになる理由を開示する。
一定の期間が経過するごとに、審査請求人に審理の進捗状況および裁決にまだ至らない理由を開示する。
2. 審査請求期間を6ヶ月に延長すべきである。
国民の権利利益の救済拡大のためには、事案の難易度等に応じて、審査請求と訴訟とを比較してより適切な手段を選択できるようにし、かつ、その選択のための期間が十分に確保されなければならない。そのためには、審査請求期間を取消訴訟の出訴期間と同じく6ヶ月とすることにより、出訴期間が経過するまで、審査請求をするか訴訟をするかを選択できるようにすべきである。
なお、不服申立て前置主義の一元化を強制すべきではなく選択制にすべきであるという観点から、異議申立ての期間も6ヶ月とすべきである。

(必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください)

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。